

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	茅野市

## 茅野市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 茅野市 産業経済部 鳥獣被害対策室  
所在地 長野県茅野市塚原二丁目6番1号  
電話番号 0266-72-2101  
FAX番号 0266-72-4255  
メールアドレス norin@city.chino.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

		団体名	役職	氏名
1	会長	茅野市	茅野市長	
2	副会長	信州諏訪農業協同組合	代表理事組合長	
3	副会長	ちの観光まちづくり推進機構	理事長	
4	副会長	茅野市農業委員会	会長	
5	監事	長野県農業共済組合諏訪支所	支所長	
6	"	茅野市	観光課長	
7	会員	諏訪地域振興局林務課	課長	
8	"	諏訪地域振興局林務課	鳥獣対策専門員	
9	"	諏訪農業農村支援センター	所長兼農業農村振興課長	
10	"	諏訪農業農村支援センター	技術経営普及課	
11	"	南信森林管理署諏訪南森林事務所	森林官	
12	"	茅野市議会	経済建設委員長	
13	"	信州諏訪農業協同組合	當農部長	
14	"	信州諏訪農業協同組合	茅野市営農センター所長	
15	"	諏訪森林組合	代表理事組合長	
16	"	諏訪獵友会茅野支部	支部長	
17	"	日本野鳥の会諏訪支部	支部長	
18	"	鳥獣保護管理員	鳥獣保護管理員	
19	"	埴原田区鳥獣被害対策委員会	委員長	
20	"	鋤物師屋鳥獣被害対策委員会	委員長	
21	"	北大塩区鳥獣被害対策委員会	委員長	
22	"	金沢地区鳥獣被害対策委員会	委員長	
23	"	笹原鳥獣害対策委員会	委員長	
24	"	須栗平区鳥獣被害対策委員会	委員長	
25	"	小坂壆・丸内地区・上の段地区有害鳥獣被害対策委員会	委員長	
26	"	糸萱区鳥獣被害対策委員会	委員長	
27	"	芹ヶ澤区鳥獣被害対策委員会	委員長	
28	"	楓木区・鹿島リゾート(株)鳥獣被害対策委員会	委員長	
29	"	ちの地区区長会長		
30	"	宮川地区区長会長		
31	"	米沢地区区長会長		
32	"	豊平地区区長会長		
33	"	玉川地区区長会長		
34	"	泉野地区区長会長		
35	"	金沢地区区長会長		
36	"	湖東地区区長会長		
37	"	北山地区区長会長		
38	"	中大塩地区区長会長		
39	"	蓼科観光協会		
40	"	蓼科中央高原観光協会		
41	"	奥蓼科観光協会		
42	"	車山高原観光協会		
43	"	八ヶ岳観光協会		
44	"	晴ヶ峰西山観光協会		
45	"	(株)三井の森いづみ平管理センター		
46	"	東急リゾーツ＆ステイ(株)		
47	"	チエルトの森管理事務所		
48	"	美濃戸管理事務所		
49	"	緑の村管理事務所		
50	"	東洋観光事業株式会社		
51	"	株式会社蓼科ビレッジ		
52	"	株式会社三井の森		
53	"	信州綜合開発観光株式会社		
54	"	茅野市	産業経済部長	
55	"	茅野市農業委員会	事務局長	
56	"	茅野市	農林課農政係長	
57	事務局	茅野市	農林課長	
58	"	茅野市	鳥獣被害対策係長	
59	"	茅野市	鳥獣被害対策係	
60	"	茅野市	鳥獣被害対策係	

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	獣類	鳥類
	ニホンジカ イノシシ ニホンカモシカ ニホンザル タヌキ ハクビシン	カラス類
計画期間	令和5年度～令和7年度	
対象地域	長野県茅野市	

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積 (ha)	被害金額 (千円)
ニホンジカ	水稻（食害、踏み荒し） 果樹(リンゴほか) 野菜（キャベツほか） 豆類（大豆ほか） イモ類（ジャガイモ） カラマツ、モミ ほか	11.07	19,982
イノシシ	水稻（踏み荒し） 果樹（ブルーベリーほか） 野菜（キャベツほか） イモ類（ジャガイモ） ほか	0.43	749
ニホンカモシカ	水稻（食害、踏み荒し） 果樹(リンゴほか) 野菜（ズッキーニほか） 豆類（大豆ほか） イモ類（ジャガイモ） ほか	0.47	956

ニホンザル	果樹(リンゴほか) 野菜(トウモロコシほか) 豆類(大豆ほか) イモ類(ジャガイモ) ほか	0.44	956
タヌキ	野菜(トウモロコシ、スイカ、ほか) イモ類(ジャガイモ) ほか	0.57	1,304
ハクビシン	果樹(リンゴほか) 野菜(トウモロコシ、トマト、イチゴほか) ほか	1.14	3,709
カラス類	果樹(リンゴほか) 野菜(トウモロコシほか) ほか	1.09	2,805
合計	対象鳥獣計 (市内計)	15.21 (15,67)	30,461 (31,537)

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

## (2) 被害の傾向

鳥獣の種類	被害地域	被害時期	前年比
ニホンジカ	市内全域	通年(とくに3月～11月の播種期から収穫期にかけて被害が集中。近年、樹皮剥ぎ等の林業被害が深刻化)	やや減少
イノシシ	市内全域	通年(とくに3月～11月の播種期から収穫期にかけて被害が集中)	やや減少
ニホンカモシカ	市内全域	通年(とくに冬場から春先にかけて果樹等の新芽の食害が発生。近年、幼齢木の食害等が深刻化)	例年並み
ニホンザル	宮川地区、金沢地区	4月～10月(とくに収穫期に被害が集中)	やや増加
タヌキ	市内全域	通年(とくに3月～11月の播種期から収穫期)	やや増加

ハクビシン	市内全域	通年（とくに3月～11月の播種期から収穫期）	例年並み
カラス類	市内全域	通年（とくに3月～11月の播種期から収穫期にかけて被害が集中）	やや増加

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。  
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

### （3）被害の軽減目標

#### ◇農作物被害

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害面積（ha）	9.14	8.53
ニホンジカ	5.00	4.75（△5%）
イノシシ	0.43	0.41（△5%）
ニホンカモシカ	0.47	0.45（△5%）
ニホンザル	0.44	0.40（△10%）
タヌキ	0.57	0.51（△10%）
ハクビシン	1.14	1.03（△10%）
カラス類	1.09	0.98（△10%）
被害金額(千円)	19,474	18,062
ニホンジカ	8,995	8,545（△5%）
イノシシ	749	712（△5%）
ニホンカモシカ	956	908（△5%）
ニホンザル	956	860（△10%）
タヌキ	1,304	1,174（△10%）
ハクビシン	3,709	3,338（△10%）
カラス類	2,805	2,525（△10%）

#### ◇林業被害

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害面積（ha）	6.07	5.46
ニホンジカ	6.07	5.46（△10%）
被害金額(千円)	10,987	9,888
ニホンジカ	10,987	9,888（△10%）

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕 獲 等 に 関 す る 取 組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣被害対策協議会の開催</li> <li>・年間捕獲計画の策定</li> <li>・個体数調整の実施</li> <li>*実施主体：茅野市鳥獣被害対策実施隊</li> <li>*捕獲方法：くくり罠、大型檻罠等</li> <li>*その他：くくり罠等を購入し、従事者へ貸与。大型檻罠を設置し、従事者による捕獲を実施。</li> <li>・有害捕獲の実施</li> <li>*実施主体：諒訪猟友会茅野支部</li> <li>*捕獲方法：銃器</li> <li>*その他：委託期間中に他市町村と共同で捕獲隊を編成し、広域捕獲を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護区・別荘地等における捕獲の推進</li> <li>*別荘地等を中心にニホンジカの目撃等が増加している一方で、捕獲に対する地域の合意形成が困難。</li> <li>・捕獲圧の維持</li> <li>*猟友会員の減少や高齢化による活動の弱体化が懸念される。</li> <li>・捕獲後の個体の有効活用</li> <li>*捕獲されたニホンジカ等は、地域資源としての利活用が求められている。</li> <li>・生息頭数の把握</li> <li>*ニホンジカ等は、広範囲に移動するため、生息頭数の把握が困難。</li> </ul>
防 護 檻 の 設 置 等 に 関 す る 取 組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茅野市有害獣防護柵設置事業補助金を活用した広域防護柵の設置</li> <li>・追い払い資材の提供</li> <li>・生息状況調査の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域防護柵未設置集落への対応</li> <li>*広域防護柵が未設置の集落等では、被害が深刻化しており、耕作放棄地の増加につながっている。</li> <li>・防護柵設置後の維持管理</li> <li>*設置当初は効果が高いが、維持管理が適切にされていないことで効果が低減しつつある。</li> <li>・個人による防除対策</li> <li>*広域防護柵の設置は進んでいるものの、被害は高止まりの状態が続いている、個人による対策が必要となっている。</li> </ul>
生 息 環 境 管 理 そ の 他 の 取 組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防護柵周辺の刈払い等、交付金を活用した緩衝帯の整備。</li> <li>・被害増加傾向の地区に対し説明会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緩衝帯の整備</li> <li>*設置後の防護柵の管理と併せ、地域内における作業人工や手当の確保が困難となっている。</li> <li>・地域住民における防止対策</li> <li>*特にニホンザルは地域における追い払いが重要な対策であるが、地域で組織立てて行動することが難しい。</li> </ul>

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課

題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

## (5) 今後の取組方針

### 1 組織体制の整備

農作物等への被害を軽減するため、茅野市鳥獣被害対策協議会により、総合的かつ効果的な対策を検討し、目標達成に向け関係機関等と連携強化を図る。

### 2 捕獲対策

#### ①茅野市鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲の推進

\*メスジカの出産期にあたる春先から夏場にかけて、重点的に捕獲活動を実施する。

#### ②諏訪猟友会茅野支部による有害捕獲の推進

\*銃器による有害捕獲は、人命に係る事故の危険性もあることから、専門的かつ地域の実情を熟知した諏訪猟友会茅野支部への委託により実施する。

#### ③他市町村共同による広域捕獲の実施

\*野生鳥獣は、季節の変化等に伴い市町村の境界を越えて広範囲に移動することから、他市町村と連携した効率的な捕獲を実施する。

#### ④別荘地等における捕獲の推進

\*捕獲が実施できていない別荘地等では、シカの目撃が増加していることから特定地域への集団化が予想される。別荘管理事務所等と協議し、捕獲活動に対する合意形成を図る。

#### ⑤中型獣及び鳥類の捕獲の推進

\*農作物への被害が増加傾向にあるため、積極的な捕獲対策を講じていく。

### 3 防除対策

#### ①広域防護柵設置の推進

\*広域防護柵が未設置の集落等には、積極的に働きかけていくことで野生鳥獣と人との棲み分けを図る。茅野市有害獣防護柵設置事業補助金の活用を啓発し、設置を進めていく。また、封鎖が困難な道路等には、テキサスゲート等を設置する

ことで、広域防護柵の効果を高める。

②防護柵修復に係る補助制度の確立

\*広域防護柵の整備は進んできたものの、里山と農地の完全な分断ができないことから、依然として鳥獣被害は高止まりとなっている。広域防護柵の設置は、地域全体の被害を低下させ一定の効果を発揮しているが、経年劣化や風雨による倒木等により破損個所からのニホンジカ等の侵入が見られる。防護柵の管理は地域に任せているが、市は補助制度を確立することで、地域の防護柵管理、自己防衛意識の向上を図り、鳥獣被害の軽減に努める。

③生息状況調査の実施

\*月1回夜間生息状況調査を実施することで、シカの季節移動や生息頭数の把握に努める。また、一定の集団化が確認された地域については、捕獲従事者へ罠等の設置を依頼し、早急に対策を講じる。

④緩衝帯整備

\*野生鳥獣と人との棲み分けを図る上で、緩衝帯を整備することは効果的であり、防護柵の設置と並行して取り組んでいくことで、維持管理の負担軽減につなげる。

⑤地域における鳥獣の生態等に関する勉強会の実施

\*野生鳥獣による被害を軽減するためには、正確な知識と情報に基づく効果的な対策を実施する必要がある。地域における勉強会等を通じて自己防衛意識の向上を図る。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。  
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

当市における捕獲体制は、茅野市鳥獣被害対策実施隊と諏訪猟友会茅野支部への委託の二つにより実施する。なお、対象鳥獣の捕獲に係る年次計画は、茅野市鳥獣被害対策協議会にて策定する。

①茅野市鳥獣被害対策実施隊

諏訪猟友会茅野支部の猟友会員を茅野市鳥獣被害対策実施隊の隊員として委嘱し、隊員全員を対象鳥獣捕獲員に指名し、対象鳥獣の捕獲を実施する。

②諏訪猟友会茅野支部への委託

有害鳥獣捕獲許可に基づき、ニホンジカ等の有害鳥獣の捕獲を実施する。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者

等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

## (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5 6 7	ニホンジカ イノシシ タヌキ ハクビシン ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"><li>*ニホンジカ<ul style="list-style-type: none"><li>・管理捕獲の実施（市許可）（罠・銃器）</li><li>・他市町村と連携した広域捕獲の実施（銃器）</li></ul></li><li>*イノシシ<ul style="list-style-type: none"><li>・管理捕獲の実施（市許可）（罠・銃器）</li><li>・他市町村と連携した広域捕獲の実施（銃器）</li></ul></li><li>*タヌキ<ul style="list-style-type: none"><li>・有害鳥獣捕獲の実施（市許可）（罠）</li></ul></li><li>*ハクビシン<ul style="list-style-type: none"><li>・有害鳥獣捕獲の実施（市許可）（罠）</li><li>・箱わなの貸出</li></ul></li><li>*ニホンザル<ul style="list-style-type: none"><li>・出没情報、目撃情報の収集</li><li>・収集した情報の地図への落とし込み</li><li>・追い払いの実施</li><li>・G P S 発信機取付の管理捕獲による群れの把握を検討</li><li>・有害鳥獣捕獲の実施（県許可）</li></ul></li></ul>
	カラス類	<ul style="list-style-type: none"><li>・効果的な捕獲対策の検討</li><li>・カラス用檻わなによる捕獲</li><li>・有害鳥獣捕獲許可に基づく捕獲の実施（市許可）</li><li>・追い払いの実施</li></ul>
	ニホンカモシカ	<ul style="list-style-type: none"><li>・特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲の実施</li></ul>

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

#### 捕獲計画数等の設定の考え方

地元猟友会の見識、被害状況調査の結果等を鑑み、捕獲頭数を決定する。

ニホンカモシカについては、特定鳥獣保護管理計画に基づき個体数調整を実施する

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
ニホンジカ	1, 450頭	1, 450頭	1, 450頭
イノシシ	30頭	30頭	30頭
ニホンザル	(被害及び群れの出没状況に応じ)	(被害及び群れの出没状況に応じ)	(被害及び群れの出没状況に応じ)
ニホンカモシカ	(被害及び群れの出没状況に応じ)	(被害及び群れの出没状況に応じ)	(被害及び群れの出没状況に応じ)
タヌキ	50頭	50頭	50頭
ハクビシン	50頭	50頭	50頭
カラス	20羽	20羽	20羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

#### 捕獲等の取組内容

茅野市鳥獣被害対策協議会で策定した捕獲の年次計画に基づき、管理捕獲を実施する。なお、近年増加傾向にある中型獣（ハクビシン、タヌキなど）については、被害発生予察による予察捕獲を実施する。

管理捕獲は、4月1日から11月14日まで茅野市鳥獣被害対策実施隊による捕獲（罠）と翌年2月16日から3月31日まで諏訪猟友会茅野支部への業務委託（銃器）による捕獲により実施する。

捕獲実施予定場所は、いずれも茅野市内全域とする。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定期間、捕獲予定場所等について記入する。  
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

#### ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

茅野市鳥獣被害対策実施隊は、4月1日から11月14日まで罠による捕獲を実施している。対象鳥獣の中には、イノシシなどの獰猛な大型獣も含まれるため、安全確保の観点から捕獲個体に接近することなく止め刺しを行う必要が生じる。そのため、散弾銃及びライフル銃による止め刺しのみの使用を許可している。(ただし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び他法令の規定に

より銃器の使用が禁止されている区域は除く。)

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定期、捕獲予定期場所等について記入する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
茅野市	ニホンジカ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

### 4. 防護柵の設置等に関する事項

#### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ			
イノシシ	米沢地区 北大塙区	茅野市有害獣防護柵 設置事業補助金の活用を周知し、希望の地区に設置する。	茅野市有害獣防護柵 設置事業補助金の活用を周知し、希望の地区に設置する。
ニホンカモシカ	金属製防護柵 0.4 km		

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定期場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

#### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル	(金沢・宮川地区) ・追い払いの実施 ・追い払い資材の提供 ・複合柵（金網と電気柵）設置の検討		
カラス類	(市内全域) ・防鳥網、防鳥糸等による対策の推進 ・追い払いの実施		

ニホンジカ イノシシ ニホンカモシカ	(市内全域) ・設置済み広域防護柵の修繕に係る補助制度の検討、確率 ・封鎖が困難な道路等へのテキサスゲート等の設置
--------------------------	---

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

## 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
5 6 7	ニホンザル	(金沢・宮川地区) ・広報誌、茅野市公式ホームページ、地区区長会などの場を通じ、情報提供を依頼。 ・放任果樹・農作物の残渣の除去、及びヤブ払い等緩衝帯の整備
	カラス類	(市内全域) ・農作物の残差の除去
	ニホンジカ イノシシ ニホンカモシカ	(市内全域) ・夜間生息状況調査等による情報収集・分析 ・実施隊員へくくり罠用発報機を貸与として導入し、活用方法について実証・検討。 ・放任果樹・農作物の残差の除去、およびヤブ払い等緩衝帯の整備

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

## 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

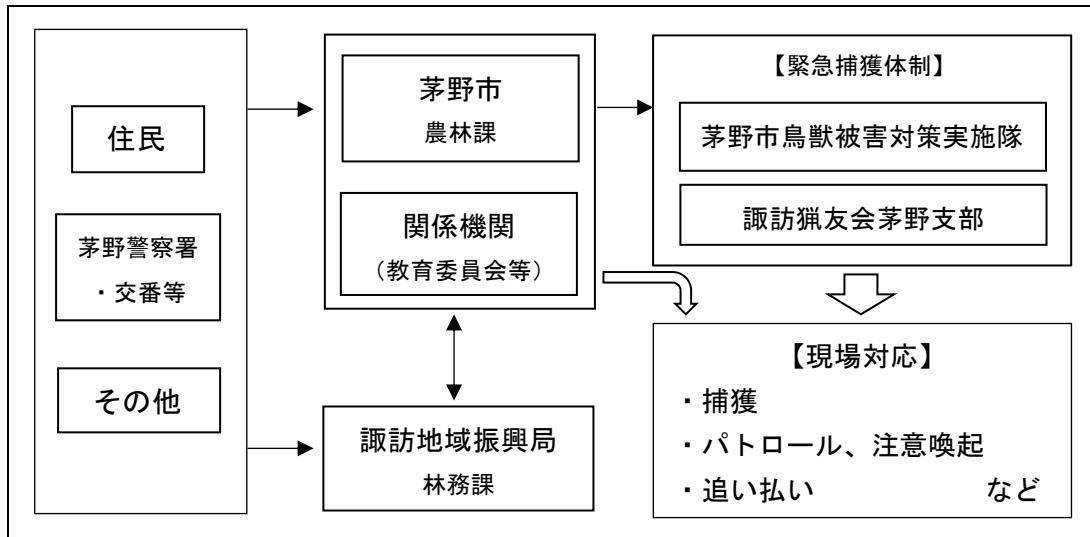
### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
茅野市	・現地確認、パトロール、捕獲の指揮 ・市民への注意喚起、安全確保 ・関係機関との情報共有
諏訪地域振興局林務課	・現地確認 ・助言、協力 ・情報収集等
茅野警察署	・パトロール ・市民の安全確保 ・交通整理等
諏訪獣友会茅野支部	・現地確認、捕獲の実施 ・パトロール、追い払い
茅野市鳥獣被害対策実施隊	・現地確認、捕獲の実施

・パトロール、追い払い

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲個体の処理は、捕獲現場等での埋設処理、一般廃棄物処理施設での焼却等により適切な処理を行う。また、捕獲個体の肉等は、貴重な地域資源と位置づけ、積極的な利活用を図るとともに普及に努める。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲個体については、貴重な地域資源として積極的な利活用を図るとともに、その普及に努める。利活用の推進に当たっては、捕獲者との連携を図る。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角)	

製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	
----------------------	--

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用の人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

## 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	茅野市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
茅野市	市長＝協議会会長
信州諏訪農業協同組合	組合長＝副会長 農業者団体の代表として指導・助言
(一社) ちの観光まちづくり 推進機構	理事長＝副会長 観光分野についての指導・助言
茅野市農業委員会	農業委員会長＝副会長 農業分野についての指導・助言
茅野市議会	鳥獣被害対策に係る施策の推進、指導
長野県諏訪地域振興局林務課	広域的な鳥獣被害対策の推進、指導
諏訪農業農村支援センター (農業農村振興課)	広域的な鳥獣被害対策の推進、指導
諏訪農業農村支援センター (技術経営普及課)	広域的な鳥獣被害対策の推進、指導
諏訪獵友会茅野支部	鳥獣被害防止計画策定に係る助言、指導
南信森林管理署	国有林における被害状況等の情報提供

長野県農業共済組合諏訪支所	支所長＝監事 農業被害に係る情報提供
諏訪森林組合	林業分野についての指導、助言 林業被害に係る情報提供
鳥獣保護管理員	鳥獣の生息状況等の把握、情報提供
日本野鳥の会諏訪支部	鳥類の生息状況等の把握、情報提供
関係地域代表者 ・地区鳥獣被害対策委員会 ・地区区長会長 ・観光協会 ・別荘事業者等	被害状況等調査への協力 被害防止に係る支援策の検討 地域住民の被害対策に係る意識啓発 被害、出没の状況等に係る情報提供
茅野市農林課	事務局、鳥獣被害防止計画等の策定

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

#### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
各地区コミュニティセンター	組織の立ち上げ協力等
諏訪地域野生鳥獣被害対策チーム	鳥獣被害対策に係る総合的支援及び助言

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

#### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

茅野市鳥獣被害対策実施隊
・平成24年7月設置
・規模 50名（令和4年度）
・構成 (1) 産業経済部農林課職員 (2) 諏訪猟友会茅野支部の会員（対象鳥獣捕獲員）

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。